




交付対象者及び市内交付窓口等一覧表

(令和3年7月1日現在)

区分		交付基準	申請に必要な書類 (提示のみ)	有効期間	交付窓口 (担当課)		
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)	第1庁舎 ワンストップ 総合窓口	行徳支所 (支所福祉課1階)	
	聴覚障害	3級以上					
	平衡機能障害	5級以上					
	肢体不自由	上肢					2級以上
		下肢					6級以上
		体幹					5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能					2級以上
		移動機能					6級以上
内部障害 (免疫機能障害を含む)		4級以上					
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳		必要と認める期間 (原則1年以内)	第1庁舎 ワンストップ 総合窓口	行徳支所 (支所福祉課1階)	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳					
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定疾患医療受給者</li> <li>・ 特定医療費(指定難病)受給者</li> <li>・ 小児慢性特定疾病医療受給者</li> </ul>	次に掲げるいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定疾患医療受給者証</li> <li>・ 特定医療費(指定難病)受給者証</li> <li>・ 小児慢性特定疾病医療受給者証</li> </ul>					
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証		必要と認める期間 (原則1年以内)	第1庁舎 ワンストップ 総合窓口	行徳支所 (支所福祉課1階)	
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等</li> <li>・ 身分証明書(保険証、運転免許証等)</li> </ul>					
妊産婦	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳		妊娠7箇月～ 出産予定日から1年	(市内4か所※)	アイティ	

※母子保健相談窓口「アイティ」: 第1庁舎/行徳支所/南行徳市民センター/市川駅南口行政サービスセンター